

議案第八二号

三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

三朝町国民健康保険条例の一部を別紙のように改正する。

昭和四十二年九月二十八日提出

三朝町長 坂出 雅己

昭和四拾貳年九月露八日 原案可決

三朝町議会議長 矢野 秀雄

三朝町国民健康保険条例の一部を改正する条例

三朝町国民健康保険条例（昭和三十四年三朝町条例第三号）の一部を次のように改正する。

第五条に次の項を加える。

- 2 誕生日をもつて八十才以上に達した被保険者が前項の療養の給付を受けたときは、当該給付に要した費用に対する一部負担金を支払うことを要しない。

附 則

この条例は昭和四十二年十月一日から施行する。